

今年もインフルエンザの流行シーズンがやってきた。各医療機関とも、予防接種を受ける人たちが混雑を始めている。しかし、医療機関によって異なる費用に戸惑う声も。インフルエンザの予防接種を取り巻く「かさんび」に迫る。

(本社・深山弥寿夫)

インフルエンザ予防接種料

医療機関でなぜ違う

インフルエンザの予防接種は、健康保険が使えない「自由診療」。各医療機関が自由に料金を設定できるため、供給の関係が作用する。

ワクチンには、一本一〇・五リットルの二種類の容量がある。年齢ごとに接種量が決められており、例えば一六歳未満の幼児は一回一〇・二リットル、六十三歳の児童は〇・三リットル、〇・五リットルのワクチン一本で幼児と児童の二人に接種できるが、絶えず二人セットで接種が行えるわけではなく、使い切れなかったワクチンは捨てなければならぬ。

余ったワクチンの廃棄コスト、保存・管理などにかかるコストもあり、医療機関がこれらのコストをどうみるかで、接種料金が変わっているという。

鳥取市内では、おお

1回で使い切れないケースも 余れば廃棄 コストに差

1本のワクチン

むね二千元から四千元。年齢によって料金を変えている医療機関もあるようだ。

料金を統一すれば利用者の混乱はなくなるが、複数の医療機関がたり、関係団体が料金の設定をすると、違法行為とみなされ、独占禁止法に違反することになる。

接種料の安い医療機関に人が集中する傾向がある半面、少々割高

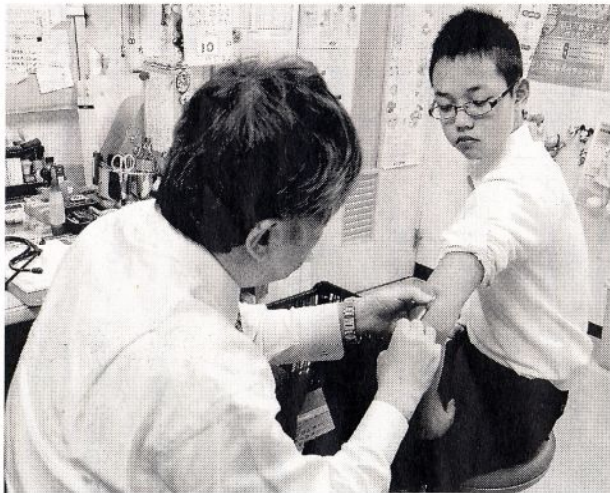
統一すれば独禁法違反

でも、信頼できるかかりつけ医師で接種する人も多いという。

医療は信頼関係の上に成り立つ。医師の技術を信頼し、適切な診療を受けるためには、商業主義とは一線を画することを肝に銘じる必要があるのかも。

ある医療関係者は、予防接種が保険診療と仮定して計算すると、七千八百円すると明かした上で「医療機関はリスクを負って予防接種に臨んでいる。予防接種を含めた医療行為は、物を買ったとは違うと思うしてほしい」と訴える。

インフルエンザの予防接種を受ける生徒
＝8日、鳥取市内の診療所



話題を追う